

農用地利用集積計画(案)の意見聴取について

農用地利用集積計画(案)の意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)

第19条の2第2項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和5年5月23日

公益財団法人群馬県農業公社

理事長 横室 光良

農用地利用集積計画(案) (嬭恋村)

所 在					面積(m <sup>2</sup> )	終期
市町村名	大字又は町	字	地番	地区名		
嬭恋村	袋倉	大原	1008-44	全域	1154	R15.7.31
嬭恋村	袋倉	大原	1008-45	全域	2,095	R15.7.31

◎意見聴取期間

令和5年5月23日(火) から 令和5年5月29日(月)